

2024年度

学校法人 専修大学附属高等学校 保護者の皆様へ

(4月始期)

保護者総合保障制度のご案内

団体総合生活保険 〈所得補償〉

この保険は学校法人専修大学附属高等学校が保険契約者となる団体契約です。

保護者総合保障制度の特徴

保護者総合保障制度(団体総合生活保険〈所得補償〉)は、万一扶養者の方がケガや病気によって仕事ができなくなつた(就業不能)場合、収入が減少したり途絶えた場合でも専修大学附属高等学校に在学中の生徒が学業を断念することがないように、学費や生活費の一部を補償することを目的として企画された保障制度です。

1

ご加入の際、医師の診査は不要です!

加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入できます。
告知いただく内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。



2

天災(地震・噴火またはこれらによる津波)による ケガや病気による就業不能も補償!

3

充実したサービスにより安心をお届けします!

以下のサービスは無料でご利用いただけます。

自動セット

メディカルアシスト

デイリーサポート

介護アシスト

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

申込方法

2024年1月以降に右のQRコードから「お手続きサイト」にアクセスし、Webでお手続きください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



URL <http://ezoo.jp/ds2/A012030000012404>

申込
締切日

2024年3月31日(日)

加入者票

2024年5月下旬頃郵送予定。

募集対象者

専修大学附属高等学校の生徒の扶養者

保険料
払込方法

保険料はご指定の金融機関から毎月27日に引落しされます。(ただし、金融機関が休業日の場合には翌営業日)

- 保険料の初回(1回目)引落日は6月27日で最終(12回目)引落日は翌年の5月27日となります。
- 6月27日の初回保険料が引き落し不能となった場合には、翌7月27日に2回分(初回分および2回目)の保険料が引き落とされます。
- 2回目以降、連続して2か月引落し不能となった場合は、原則「保険料不払解除」となり、保険の効力がなくなります。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

補償内容と保険料

1. 補償内容

病気やケガで継続して8日以上就業不能となった場合に保険金をお支払いします。*1(入院中だけではなく、自宅での療養中*2も補償対象期間に含まれます。)また、保険金をお支払いする1事故あたりの最長期間は1年となります。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

*2 医師等の治療を受けていることにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態をいいます。

2. 保険金額

保険金額(月額)	15万円
----------	------

※保険金額は、平均月間所得額(*1)の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得(*2)の平均月額をいいます。

*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかるわざ得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

3. 保険料

保険期間:1年

てん補期間:1年(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間)

免責期間:7日(保険金をお支払いしない期間)

基本級別	1級	2級	3級	4級
保険料(月払) (年齢別1口あたり)	35歳～39歳	2,090円	2,400円	2,810円
	40歳～44歳	2,600円	2,990円	3,500円
	45歳～49歳	3,110円	3,570円	4,190円
	50歳～54歳	3,600円	4,140円	4,860円
	55歳～59歳	3,840円	4,430円	5,190円
6,350円				

【お支払方法】ご指定の口座からの振替となります。

4. 基本級別

保険料は下記基本級別および年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

基本級別は下記の職種で決まります。下記以外の職業・職種の方やご不明な場合は取扱代理店までお問合せください。

1級 事務・営業・管理職種	弁護士、公認会計士、税理士、小売店主(危険物を取り扱うもの以外)、飲食店主、旅館主人、医師、歯科医師、会社役員、事務職(一般企業のサラリーマン=事務職・営業職)、土木製図工、設計技術者、建築士、薬剤師、医薬品製造従事者(薬剤師)、医薬品販売従事者(薬剤師)、不動産仲介業従事者など
2級 軽作業を伴う職種	理容師、警察官(内勤)、看護師、印刷作業者、調理人、美容師、キャディ、電信機据付工・電話機保守工、情報処理技術者(システムエンジニア、プログラマー)、診療放射線技師、栄養士、植木職・造園師・庭師、電車乗務員、航空機整備士、倉庫作業者、洋裁工、刺しゅう工など
3級 軽作業以上の作業を伴う職種	普通大工、陸上自衛官、自動車運転者、ボイラ工、研究者・研究員(危険物を取り扱うもの)、トラック運転者、ハイヤー・タクシー運転者、バス運転者、施盤工、鉛金工、修理工・自動車修理作業者・自動車鉛金塗装作業者、水道工事工、消防員(消火作業に従事するもの)、ガラス・壁面清掃作業員など
4級 同 上	警察官(内勤以外)、海上自衛官、航空自衛官、高圧線工、屋外高所清掃員など

5. 保険の対象となる方

専修大学附属高等学校の生徒の扶養者の方で、かつ、お手続きサイトの「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方となります。ただし、年齢(保険期間の始期日時点の年齢をいいます。)が満15歳以上の方に限ります。

6. 保険期間

2024年4月1日午前0時より2025年4月1日午後4時まで1年間

●保険期間は在学期間に合わせて原則自動更新となります。

●契約期間中扶養者の方に病気・症状が発生した場合、その病気・症状により継続更新できない場合があります。

●また、扶養者の方が定年や退職などにより無職となった場合には補償の対象外となりますので、至急お電話にて取扱代理店までご連絡ください。

●「在学期間が延長となる場合」は、取扱代理店へご連絡をお願いします。また、中途退学となる場合もご連絡ください。その場合は中途脱退となります。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、所得補償基本特約および骨髄採取手術に伴う入院補償特約に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療保険料控除)の対象となります。

控除証明書が必要となる場合はお手数ですが、(お問い合わせ先)記載の引受保険会社担当課までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

※生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

告知の大切さに 関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

- 所得補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。
*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、健康状態の告知画面ご入力時点で、健康状態の告知の画面記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます
(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。健康状態の告知の画面にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

健康状態の告知の画面は保険の対象となる方(被保険者)

ご自身がありのままにご入力ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご入力ください。
団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。ただし、所得補償に加入される場合で、保険の対象となる方(被保険者)を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させて
いただく場合があります。



く 確認
ださ
い 内容
て を

*この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものであります。告知に関するお問い合わせは、お手続きサイト等記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無
(予定を含みます)
- 2 健康状態の告知の画面記載の特定の病気・症状に関する、過去2年内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- 3 過去2年内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

*告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年内に健康状態の告知の画面記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年内の健康診断における健康状態の告知の画面記載の検査で「要精密検査」と指摘されたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください

健康状態の告知の画面の質問をよくお読みいただき、ご入力ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、お手続きサイト等記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 所得補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払い対象となることがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ● 法律 相談: 午前10時~午後6時
● 税務 相談: 午後 2時~午後4時
● 社会保険に関する相談: 午前10時~午後6時
● 暮らしの情報提供: 午前10時~午後4時

0120-285-110

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行ふものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【所得補償】

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかつたときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得 補 償 基 本 特 約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。</p> <p>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p> <p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p> <p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかるわざ得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ● 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ● 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 妊娠または出産による就業不能 ● 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ● 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ● むちむち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ● この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ● 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</p>

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

この保険は、学校法人専修大学附属高等学校を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人専修大学附属高等学校が有します。

〈事故時の連絡先〉 30日以内にご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社 医療保険サポート第二課

☎03-6632-0826 (月～金：午前9時～午後5時まで)

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

☎0120-720-110 (受付時間：365日・24時間)

〈お問い合わせ先〉

取扱代理店

専修大学 学生総合補償制度係
株式会社専大センチュリー

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3

スリースタービル

フリーダイヤル 0120-50-4230 (携帯の方:03-5215-1260)

受付時間:月～金 10:00～16:00

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当課 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

ラ・メール三番町10F

TEL 03-3515-4133 月～金9:00～17:00